

を実施していく。

*本県の社会資本全体のアセットマネジメント

問 本県が設置・管理するインフラ全般について、長期的な視点に立ち、大胆かつ戦略的な対応が必要と考えるが、現状認識と今後のマネジメントの方針について伺う。

答 高度経済成長期以降、社会資本の整備が急速に進展。現在は、こうした施設の老朽化と維持管理費が増加しており、今後も一層加速すると見込まれる。このため、計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化と行政コストの低減を図るアセットマネジメントの考え方は有効であると認識している。今後はこの考え方を他の分野にも広げ、計画的な維持管理を徹底し、インフラ全体としての長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進していきたい。

(用語解説)
アセットマネジメント
資産を効率よく管理・運用すること。近年、公共の施設など社会資本にも適用しようという動きがあり、施設や道路等の損傷、劣化等を将来にわたり把握することにより最も費用対効果の高い維持管理を行おうとする概念。

(用語解説)
ライフサイクルコスト
製品や構造物などの設計、運用を経て、修繕、解体処分するまでの全期間に要する費用。

県有資産の有効活用の方策

問 長期間利用されていない県職員空き公舎等の活用方法については、民間への売却や

貸し出しなどが考えられるが、今後の活用策について考え方を伺う。

答 入居見込みのない公舎については、その状況に応じて市町村への譲渡、一般競争入札による売却等の処分を積極的に進め、県有財産の有効活用を図っていきたいと考えている。また、道路の廃道敷地などがあり処分が難しい財産等については、関係部と連携し方策を検討していく。

(用語解説)
森のトレーサー事案に関する県の責任
改めて県民に対し、事実関係の説明と責任の明示、謝罪が必要だ。また、県民負担を求める前に、増田前知事の政治責任を明らかにすることなどが不可欠と考えるが、知事の所見は。

(用語解説)
佐々木博議員
(盛岡選挙区)
民主黨・ゆうあいクラブ

答 トレー組合に対する適正な指導監督や事業遂行上の必要な検証を行ななかつたという点で、県にも責任の一端があつた。県民にご迷惑をおかけした残念な事案である。既に関係職員の処分などが行われているが、今後は再発防止に努めていく。

(用語解説)
岩手競馬の営業収支の考え方

問 企業会計の原則では、公庫からの還付金や基金からの繰り入れは営業外収益となり、岩手競馬の営業収支は赤字となるが、この点について知事の所見は。

答 岩手競馬は、新たな赤字を発生させないと基本的な考え方のもと、競馬事業の収入で全ての支出を賄い、経

(用語解説)
公共工事の設計労務単価

長期間利用されていない県職員空き公舎等の活用方法については、民間への売却や



10月8日本会議

今後も、中小企業憲章の趣旨を尊重しながら、いわて県民計画に盛り込んだ各分野の政策項目に、着実に取り組んでいきたい。

中小企業憲章

(用語解説)
花巻空港の県全体への経済効果
空港一体の収支改善に向けたターミナルビルの層の収益性の向上と空港の必要な指標づくりが必要だと思うが、所見を伺う。

(用語解説)
関根敏伸議員
(北上選挙区)
民主黨・ゆうあいクラブ

問 企業の位置づけの明確化などが必要と考えるが、中小企業に対する認識と、岩手県版の中小企業憲章の制定に向けた知事の所見を伺う。

答 本県の中小企業は、全企業数の九十九・八%を占め、国が定めた中小企業憲章の位置づけと同様に経済をけん引する力であり、社会の主役であると認識している。

問 国体開催に向けた市町村への施設整備補助

答 国体開催にあたり、市町村への県の補助は必要不可欠。市町村施設整備補助について考え方を伺う。

答 競技会場となる市町村所の施設整備にかかる経費については、会場地市町村所

町村の財政負担を軽減するため、競技施設の整備や競技会の運営に対して補助を行っている。

一般質問(要旨)

問 本県の高齢者人口は約三十六万人で、老人ホームや高齢者向け住宅の需要が高まることが予想される。

答 今后二十一年に高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことにより、都道府県が高齢者居住安定確保計画を策定できることになった。

今後、県土整備部と保健福祉部が連携して計画を策定し、住宅施策と医療・介護施策を結び付けるための対策や、サービス促進に向けた対策を進めていく。

平成二十一年に高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことにより、都道府県が高齢者居住安定確保計画を策定できることになった。

今後、県土整備部と保健福祉部が連携して計画を策定し、住宅施策と医療・介護施策を結び付けるための対策や、サービス促進に向けた対策を進めていく。

平成二十一年に高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことにより、都道府県が高齢者居住確保計画を策定できることになった。

今後、県土整備部と保健福祉部が連携して計画を策定し、住宅施策と医療・介護施策を結び付けるための対策や、サービス促進に向けた対策を進めていく。

平成二十一年に高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことにより、都道

